

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の改正に関するパブリックコメント 意見の内容と対応

資料2 別紙

No.	意見の要旨	理由	対応案
1	<p>本件改正案は、一定の要件を満たす場合にあっては、指定から5年間に限り、擁壁式施設等を認めることとするとしています。</p> <p>これについて、カナダガンを去勢することができれば、卵の排除等の繁殖防止措置が不要になると思います。</p> <p>また、万一カナダガンが逃げた場合でも、去勢されていれば、繁殖して我が国の生態系を脅かすおそれがないと思います。</p> <p>したがって、カナダガン等の鳥類に対する去勢技術を確立し、カナダガン等の飼養等に活用するべきだと思います。</p>		<p>現時点では、鳥類の不妊・去勢については技術的にも難易度が高く、実施できる獣医師も極めて限られており、基準として設けることが困難と考えています。</p>
2	<p>全体を網で覆った飼育施設は反対です。</p>	<p>オープンゲージの飼育で、飛べなくした場合でもいまままで問題なかった。また施設側に大きな費用負担が生じる。</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。オープンゲージの場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。</p>
3	<p>ガン類は日動水加盟施設が実施している断翼と適切な管理により擁壁式施設でも飼育でき、多くの館園で実績がある。逸出しても断翼個体は飛翔できないため容易に捕獲できる。種の生態に応じた飼養要件を設定すべき。</p>	<p>擁壁式施設（オープンゲージ）のよい点として以下の点があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檻式、金網式のケージと比べ比較的安価に設置できること、水鳥類の生態に比較的沿った形で展示できることから、多くの動物園に導入されており、手法も確立している。 ・屋根を支える構造物が不要で、放飼場を広く確保できる。 ・大きな水面と空間を多数羽で共用でき、規模の小さな館園でも導入しやすい。 ・一部の種をのぞきカナダガンなど群れを作るガン類では、同種、他種の仲間がいることで落ち着き、動物福祉上好ましい状態で展示できる。 ・大型の水鳥は複数種雑居で飼うとにぎやかで展示の効果が高い。 <p>・柵をめぐらせた園内に放し飼いにしている園もあり逸出の事例は現在報告されていない。繁殖状況も把握できている。たとえば上野動物園のシジュウカラガンの飼育など。</p> <p>・万が一脱柵されても、おり型施設飼育で断翼していない個体の逸出に比べ、歩いて逃げるだけであり回収しやすい。</p> <p>以上、現状の館園の飼育状況及び逸出の対策事例（インドガンのみ）から、動物福祉上適切なカナダガンの飼育施設は擁壁式施設が適当と考える。</p> <p>飼育事例や逸出個体の捕獲事例については下記文献を参考のこと。</p> <p>黒田長久・森岡弘之監修、1980. 世界の動物 分類と飼育 [ガンカモ目]. 財団法人東京動物園協会, 東京.</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。</p> <p>なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。</p> <p>いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

4	<p>大型水禽のカナダガンは、断翼して飛翔不能として適切に管理すれば、擁壁式施設で飼育可能。同手法は多くの園館で実績がある。同種の特徴等の実態を踏まえ、小鳥類とは異なる飼養要件を設定すべきである。</p>		<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。</p>
5	<p>外来種として野生化・繁殖し植生等に悪影響を与えているコブハクチョウとコクチョウは今後特定外来種として管理すべき種と考えるが、これらハクチョウ類への今後の対処方法も想定すると、擁壁式施設が現実的である。</p>		<p>今後の指定の検討等の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>意見1（NO.4）で述べたが、断翼し飛翔不能な個体を飼育する園館は、既に擁壁式施設で適切管理を行ってきた実績があるので、指定5年を経て問題がなければ、擁壁式施設での飼育継続を認めるべきである。</p>		<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>特定飼養施設として、おり型施設等又は移動用施設としていますが、擁壁型施設にすることが適切と考えます。</p>	<p>断翼をすることによって飛行不能となるため、天井部まで遮蔽したおり型は不要と考えます。擁壁型によって、天井部がない分、設置コストをおそらく安くできます。このことはカナダガンにつづく、コブハクチョウ、コクチョウなどの外来種の収容を検討する場合に重要な点と思います。また、展示の際に天井部がないため、自然に近い形で展示ができる可能性が広がり、それが単におりの中の鳥を見せるよりも、見学者にとってより意味のある展示につながることを期待されます。</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>カナダガンは断翼すれば飛ぶことができないので、擁壁式施設で飼育することが可能である。擁壁式施設は5年間限定ではなく、恒久的に認められるべきと考えます。</p>	<p>全体を網で覆った飼育施設の利用しか認めないことにすると、動物園等ではコストがかかりすぎて飼育が不可能になりかねず、現実的ではない。一般に、飼育下のガン・ハクチョウ類が野生化するのには飛翔可能な状態で放し飼いされているため、断翼と適切な管理により、擁壁式施設で飼育することは十分に可能である。</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

9	NO.8と同じ	NO.8と同じ	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。</p> <p>なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。</p> <p>いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
10	NO.8と同じ	<p>全体を網で覆った飼育施設の利用しか認めないことにすると、動物園等ではコストがかかりすぎて飼育が不可能になりかねず、違法な放逐を助長する可能性があり現実的ではない。</p> <p>飼育下のガン・ハクチョウ類が野生化するのには飛翔可能な状態で放し飼いされているため、断翼と適切な管理により擁壁式施設で飼育することは十分に可能である。</p> <p>また、現時点で特定外来種の指定を受けていないが野生化が確認されているコブハクチョウ、コクチョウ等の飼養に関しても、同様の管理が行われるように指導を行うべきである。</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。</p> <p>なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。</p> <p>なお、特定外来生物の野外への放出等は外来生物法第9条の違反となり、懲役又は罰金が科されることがあります。</p> <p>コブハクチョウ、コクチョウは特定外来生物ではありませんが、特定外来生物に限らず、適正な飼養等管理を行うべきことについては、環境省としても呼びかけているところです。</p>

<p>11</p>	<p>5年以内に適合施設を持ってない場合、継続飼育をあきらめ殺処分あるいは標識除去後、野外放出する施設も出かねない。施設の最終形状を決め込まず5年間で施設の適合性の検討をすすめるといった表記に直すべき。</p>	<p>現在、公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟している館園でカナダガンを飼育しているのは、以下の15施設となっている。 おびひろ動物園,八木山動物公園,群馬サファリ,大宮公園,東武動物公園,羽村市動物公園,金沢動物園,野毛山動物園,姫路セントラルパーク,アドベンチャー,とべ動物園,海の中道動物の森,九十九島動物園,熊本市動植物園,平川動物公園 これらの施設では、ガン類は群れをつくることにより安心してすごすことができる、という習性を重要視し、エンリッチメントの観点から擁壁式施設で飼育している例が多くみられる。今回提案されている適合施設の建設には敷地も必要であり、費用がかさむ。現状の館園の立地や経営状況から、新規の施設建設は難しいところが多く、状況次第では殺処分も検討される事態になりかねない。 このほかの施設について、たとえば子どもふれあい公園のようなところでも飼育されている(たとえば南大阪のワールド牧場など)。 このような施設では、檻式の飼育施設の建設は費用や立地上難しいと推測され、察処分に対応できるような獣医師も常駐していないことから、野外への放出を招く恐れがある。そうすると、民間調査グループが富士山麓で実施してきたカナダガンの駆除作業により、野外からの完全駆除まであと一息という状況下で、新たな個体群が、各地の野外に定着した場合は、海外の事例から対応は不可能である。 以上のような状況から、断翼、マイクロチップや足環による個体の管理は規制するのは当然だが、飼育施設は従前の擁壁式施設の適正について5年間で検討する、といった表記に直すべき。</p>	<p>特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。ご指摘の点については今後の検討の参考とさせていただきます。なお、特定外来生物の野外への放出等は外来生物法第9条の違反となり、懲役又は罰金が科されることがあります。</p>
<p>12</p>	<p>繁殖計画に基づき増殖させている館園には一定の条件を付して繁殖を認めるべき。繁殖させることにより得られる生態的知見も多く、野外でのカナダガンの駆除を進めるうえでも重要な手がかりになり得る。</p>	<p>外来種の野外での駆除を進めるためには、その種の基本的な生態的知見を収集することは重要である。カナダガンの本来の生息地である北米の生態は広く調べられているが、導入先のニュージーランドやヨーロッパ、日本での生態的知見はほとんどみられない。 一般的に、導入された生物は導入先の環境や気候に合わせ生態を変化させることが知られており、実際に富士山麓に生息していたカナダガンも、その定着した地域により、食性や繁殖ステージが異なっていた。これは餌条件や気候によるものである可能性が高いが、これらの知見を飼育下で収集することができれば、生体の捕獲だけではなく、巢の排除や擬卵交換といった繁殖ステージにあわせた繁殖抑制を進めるための手がかりとなるかもしれない。 そのため、繁殖を一律に抑制するのではなく、増殖した個体の扱いを定めた繁殖計画の策定をしていること、ヒナの生態的知見の収集などを目的としていることといった一定の基準を満たすのであれば、繁殖を認めるべきと考える。</p>	<p>管理下において、増減の報告等法令で定められた手続を経て増殖するものを禁止するものではありません。なお、この際にも断翼、識別措置等が必要になります。</p>

13	対応は、現実的に対応可能かつ有効な手段（告示案後出の段翼、マイクロチップの埋め込み）に絞るべき。施設の改変を求めることは、現状財政難で困難な館園が多く、今後の外来種対応にマイナスになる。	今後、カナダガンの捕獲個体の殺処分を積極的に進めるのであれば、一時飼養は重要かつ必須になり、さらにカナダガンの寿命が長い（約30年とされる）ことを勘案すれば、十分な受け入れ施設の確保も必須となろう。段翼などの措置は「移行措置」の位置づけであり、このまま施行されると、5年後にさらなる問題を生じる。せっかくの指定であるので、捕獲後の処理についても冷静に検討した、実効性の高いものになるように努力していただきたい。	特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	ガン類の行動は小鳥類とは異なる。断翼と適切な管理により擁壁式施設でも飼育でき、これまで多くの園館で実績がある。鳥の生態に応じた飼養要件を設定するべきである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
15	コブハクチョウ、コクチョウも野生化個体が繁殖し生態系に悪影響を与えており、近い将来、カナダガンと同等に管理すべき種と考える。断翼せず放し飼いされている全個体を収容すると考えると擁壁式施設が現実的だ。		今後の指定の検討等の参考とさせていただきます。
16	野外から除去したカナダガンを飼育展示する園館には、断翼して擁壁式施設で飼育するところもある。5年以内に適合施設を持ってない場合、継続飼育ができなくなる。外来種問題の啓発普及上にマイナスである。		特定飼養等施設の基準は施設として物理的に確実に逸出を防止できるものである必要があり、その観点から定めたものです。擁壁式施設の場合、管理が不十分な場合は新たに生まれた個体等が逸出する可能性が排除できないと考えています。 なお、現在擁壁式施設等でも飼養されている個体があることにも鑑み、一定の措置を講ずることとしたうえで、現に展示目的で飼養している施設については5年間擁壁式施設を認める経過措置を設けたところです。 いただいた擁壁式施設における飼育に関する情報につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
17	風切羽の羽軸を切る飛翔抑制方法も断翼と解釈される。ここでは「飛行を確実に不能にする断翼」と表現するよりも、具体的に「骨切り術による断翼」とするほうがよい。		ご指摘を踏まえ、骨からの断翼であることを明記します。
18	展示目的など計画を持った増殖は条件付で認められるべき。生息地からの輸入は原則禁止なので、飼育展示される必要羽数は国内の動物園館で維持していく必要がある。		管理下において、増減の報告等法令で定められた手続を経て増殖するものを禁止するものではありません。なお、この際にも断翼、識別措置等が必要になります。 また、特定外来生物については飼養等許可を受けている場合は、その許可の範囲内において、特定外来生物を輸入し、飼養等することができます。